令和７年度第１回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議　案　書

令和７年６月１８日

議　事

議案第１号　熊谷市ゆうゆうバス「ムサシトミヨ号」の
　　路線延長に適用する運賃について

議案第２号　熊谷市ゆうゆうバス「くまぴあ号」の
　　路線延長に適用する運賃について

議案第１号

熊谷市ゆうゆうバス「ムサシトミヨ号」の路線延長に適用する運賃について

【適用する路線】

令和7年10月1日からの「ムサシトミヨ号」の延長路線

※令和7年5月30日開催の熊谷市地域公共交通会議で承認いただいた、「ＪＲ行田駅西口」停留所への延長

【適用する運賃】

熊谷市ゆうゆうバスの各路線に適用されている以下の運賃を適用する。

種別	金額
1回	200 円
1日乗車券	500 円
紙の回数券	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	10 回/1,500 マネー（1,500 円）

⑴ 小学生は小児運賃：1 回 100 円を適用。

⑵ 以下の方の運賃は無料。

・未就学児

・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人1人

・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書または市が交付するゆうゆうシルバーパスを提示）

⑶ すでに販売している紙の回数券（11 枚綴り）は2枚または1枚と 100 円で1回乗車可能とする。（小学生は1枚で1回）

⑷ スマホバス回数券は、熊谷市地域電子マネー「クマPAY（ペイ）」でのみ購入できる。

「クマPAY（ペイ）」の単位はマネーであり、1マネー＝1円として利用できる。

（別紙）

【対象となる路線延長部分】



議案第2号

熊谷市ゆうゆうバス「くまぴあ号」の路線延長に適用する運賃について

【適用する路線】

令和7年9月1日からの「くまぴあ号」の延長路線

※本件と同日付で書面協議依頼をしている、水道工事に伴う路線延長（迂回）

【適用する運賃】

熊谷市ゆうゆうバスの各路線に適用されている以下の運賃を適用する。

種別	金額
1回	200円
1日乗車券	500円
紙の回数券	10回/2,000円
スマホバス回数券	10回/1,500マネー（1,500円）

⑴ 小学生は小児運賃：1回100円を適用。

⑵ 以下の方の運賃は無料。

・未就学児

・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示された方とその介助・付添人1人

・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書または市が交付するゆうゆうシルバーパスを提示）

⑶ すでに販売している紙の回数券（11枚綴り）は2枚または1枚と100円で1回乗車可能とする。（小学生は1枚で1回）

⑷ スマホバス回数券は、熊谷市地域電子マネー「クマPAY（ペイ）」でのみ購入できる。

「クマPAY（ペイ）」の単位はマネーであり、1マネー＝1円として利用できる。

（別紙）

【対象となる路線延長部分】

